

# 子ども・子育て支援対策調査 特別委員会情報連絡

令和3年3月16日

情報連絡事項

頁

(教育指導部) なし

(学校運営部) なし

(子ども家庭部)

- (1) 私立認可保育所に対する指導検査の実施結果について・・・・・・・・・・ 2
- (2) 家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について・・・・・・・・ 4
- (3) 「令和2年度保育再就職セミナー／足立区保育のお仕事就職・面接相談会」  
の実施結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

( 教 育 委 員 会 )

# 子ども・子育て支援対策調査特別委員会情報連絡

令和3年3月16日

件名	私立認可保育所に対する指導検査の実施結果について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設指導・支援担当課 待機児対策室子ども施設整備課
内 容	<p>令和2年度私立認可保育所に対して実施した子ども・子育て支援法（以下「支援法」）に基づく一般指導検査の結果について報告する。</p> <p><b>1 指導検査実施状況と対応</b></p> <p>(1) 私立認可保育所47施設（全112施設中）</p> <p>(2) 指摘・指導事項については、施設側の理解不足に起因するミスもあるため、子ども施設整備課から全施設に対して改めて指導を徹底する。</p> <p><b>2 指摘種別等</b></p> <p>(1) 文書指摘 支援法等関係法令等に違反する事案</p> <p>(2) 口頭指導 支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する事案</p> <p>(3) 助言指導 「文書指摘」又は「口頭指導」に該当せず、水準向上のための事案</p> <p><b>3 検査結果（主な内容）※ 括弧書きは令和元年度件数</b></p> <p><b>(1) 文書指摘：11件（12件）</b></p> <p>ア 重要事項を掲示していない：5件（8件）</p> <p>イ おむつ代等の支払を求める際の周知が未実施：2件（0件）</p> <p>ウ 業務（園）日誌が作成されていない：1件（1件）</p> <p>エ 国で認める範囲を超えた本部会計への繰入：1件（2件）</p> <p>オ 園児の怪我に対し区への報告が行われていない：1件（0件）</p> <p>カ 苦情記録が所在不明：1件（0件）</p> <p>➔ 指摘内容について、私立保育園園長会において周知徹底することで全施設で共有するとともに、同様の事例がないかの確認を指示し、巡回訪問時に現地確認を行っていく。</p> <p><b>(2) 口頭指導：30件（39件）</b></p> <p>ア 職員の異動届等の区への報告漏れ：20件（16件）</p> <p>イ 教育・保育施設の自己評価を公表していない：4件（1件）</p> <p>ウ 重要事項の項目が一部不足している：2件（5件）</p>

	<p>➔ 施設の自己評価は実施しているものの、結果の公表を失念しているケースが見受けられた。子ども施設整備課と連携し、毎年の評価を公表し確実な改善につなげるよう指導していく。</p> <p><b>(3) 助言指導：79件（176件）</b></p> <p>ア 個人のクレジットカード等による支払い：19件（15件）</p> <p>イ 事故簿に完治または治療終了の記録が未記載：16件（10件）</p> <p>ウ 現金出納帳等の補助簿を一部作成していない：12件（99件）</p> <p>➔ 多くの施設でネットショッピングを活用しているが、個人のクレジットカード等での決済によりポイントが還元されていた。多くの施設で同様の事例が想像されることから、私立保育園園長会において注意喚起を行い、振込み等による支払を推奨していく。なお、補助簿の作成等に関する助言については、法人本部や会計事務所等において、支援法に基づく委託費等の会計処理への理解が浸透してきており、昨年と比べ大幅に減少している。</p> <p><b>4 都の指導検査の状況</b></p> <p>都の指導検査については5施設で実施された。検査結果については、公表され次第、改めて報告する。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>1 各施設に対し検査結果を通知するとともに、区ホームページにて文書指摘事項を公表する。</p> <p>2 後日提出される改善報告書にて改善状況の確認を行うため、現場調査も実施する。</p> <p>3 指摘の多い事項については、私立保育園園長会等を通じて注意喚起を行うだけでなく所管課と連携して重点的に巡回訪問時などに指導・支援を行う。</p>

子ども・子育て支援対策調査特別委員会情報連絡一覧表

件名	内容	日時及び場所	PRの方法
<p>2 家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について</p> <p>所管課 【子ども施設入園課】</p>	<p>児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認を行った。</p> <p><b>1 足立区認定保育ママの認可手続き</b></p> <p><b>(1) 認可理由</b> 認可要件として、職員配置や保育室の面積基準のほか給食提供が要件となっているが、このたび3事業者が外部搬入により給食提供を開始したため。</p> <p><b>(2) 対象事業者</b></p> <p>ア 久保田 直美 千住仲町4番17号 定員：2名</p> <p>イ 松本 洋好 千住曙町6番6-605号 定員：2名</p> <p>ウ 小川 奈津江 加賀一丁目7番7号 定員：3名</p> <p><b>2 家庭的保育事業における事業の継承</b></p> <p><b>(1) 認可理由</b> 現在開業中の家庭的保育事業者が、近年中に定年等により保育補助者に事業を継がせたいという意向があり、このたび2事業者が事業の継承の準備が整ったため。</p> <p><b>(2) 対象事業者</b></p> <p>ア 上田 優子 東綾瀬二丁目11番1-8-101号 定員：5名</p> <p>イ 吉田 由紀子 (ぽかぽか保育室) 西新井六丁目25番27-101号 定員：5名</p>	<p><b>1 認可年月日</b> 令和3年 1月1日</p> <p><b>2 認可年月日</b> 令和3年 4月1日</p>	<p>区ホームページで公開する「保育ママ募集人員表」において認可事業者として掲載する。</p>

<p>3 「令和2年度保育再就職セミナー／足立区保育のお仕事就職・面接相談会」の実施結果について</p> <p>所管課 【子ども施設整備課】</p>	<p>区内私立保育施設等の人材確保を支援するため、「令和2年度保育再就職セミナー／足立区保育のお仕事就職・面接相談会」をハローワーク足立及び区民参画推進課と共催で実施した。</p> <p><b>1 目的</b> 区内で私立保育施設等を運営する保育事業者と、保育の仕事を希望する求職者とのマッチングを支援し、保育人材の確保を図る。</p> <p><b>2 内容</b> (1) 保育再就職セミナー 保育事業者によるPRプレゼンテーション (2) 就職面接・相談会 保育事業者が個別ブースを出展し求職者の面接や相談に応じる合同面接・相談会</p> <p><b>3 参加事業者数</b> (1) 午前の部 14社 (2) 午後の部 15社</p> <p><b>4 実施結果</b> (1) 午前の部 ア 再就職セミナー 20名 イ 面接・相談会 26名 ウ 二次面接・見学 22名 (2) 午後の部 ア 再就職セミナー 22名 イ 面接・相談会 25名 ウ 二次面接・見学 18名</p> <p><b>5 今後の展開</b> 二次面接の結果について、保育事業者ごとに採用までのプロセスが異なるため、ハローワーク足立を通じて、随時報告を受ける。最終の採用結果は、年度末を目処にまとめる。</p>	<p><b>1 日程</b> 令和2年 12月22日</p> <p><b>2 時間</b> (1) 午前の部 10時～12時30分 (2) 午後の部 13時30分～16時</p> <p><b>3 場所</b> 東京芸術センター9階会議室2・3（セミナー）、21階天空劇場（面接・相談会）</p>	<p>1 ハローワーク足立及び近郊のハローワークに登録している潜在保育士等へのDM送付。各ハローワーク窓口での相談、案内、チラシ配布。</p> <p>2 区内保育士養成校への開催周知。</p>
--	---	---	--